

ねんきん通信

平成18年7月から

国民年金保険料の免除制度が変わりました

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

国民年金保険料（平成18年度：月額13,860円）の支払いが経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除または一部納付制度」をご利用ください。

平成18年6月まで

- 全額免除
- 半額納付



平成18年7月から

○ 全額免除

免除される額
13,860円

○ 半額納付

納付する額
6,930円

免除される額
6,930円

○ 4分の1納付

納付する額 3,470円	免除される額 10,390円
-----------------	-------------------

○ 4分の3納付

納付する額 10,400円	免除される額 3,460円
------------------	------------------

ご注意ください！

- ・保険料の免除制度には、所得制限があります。
- ・一部納付制度（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付してください。



免除制度を利用すると、将来受け取る年金額はどうなるの？

全額免除および一部納付（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）が認められた期間の老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりとなります。

- 全額免除……保険料を全額納付した場合の 1/3
- 4分の1納付……保険料を全額納付した場合の 1/2
- 半額納付……保険料を全額納付した場合の 2/3
- 4分の3納付……保険料を全額納付した場合の 5/6

このように、全額免除や一部納付の期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少くなります。

そこで、これらの納付免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から納付すること（追納）ができます。ただし、免除を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問い合わせ先 四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513